

# 介護保険料の決め方



令和3年度から3年間の保険料「基準額」は、以下のように決定しました。「基準額」とは都城市の介護保険サービス費用がまかなえるよう算出されたものです。なお、「基準額」は令和2年度から据え置きとなっています。

$$\text{都城市で必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{都城市に住む65歳以上の方の人数} = \text{都城市の基準額 74,400円 (年額)}$$

※基準額は全国一律ではなく、各市町村で必要な介護サービスの総費用と65歳以上の人数に応じて算出されます。(都城市で必要な介護保険サービスの総費用は3年間で約528億円です。)

介護保険料は「基準額」をもとに、原則として賦課期日(令和3年4月1日)現在、都城市内に住所を有する65歳以上の介護保険の被保険者に課せられ、その方の収入や所得、世帯内の住民税課税状況に応じて、段階的に調整されます。なお、年度の途中で65歳になられた方や都城市へ転入された方については、月割りで計算されます。

## 介護保険料は3年ごとに見直されます

高齢化が進み介護サービスを利用する方の数や利用量が増えています。そのため、介護サービスを必要とする人が必要なときにサービスを受けることができるように、利用実績等をもとにして、在宅・施設サービスの計画を見直します。その結果、都城市全体の介護サービスの利用状況を反映した必要な費用が算出され、介護保険料が決定します。なお、第1段階から第3段階の所得段階については、消費税率変更に伴い、保険料が軽減されています。

### 【合計所得金額】

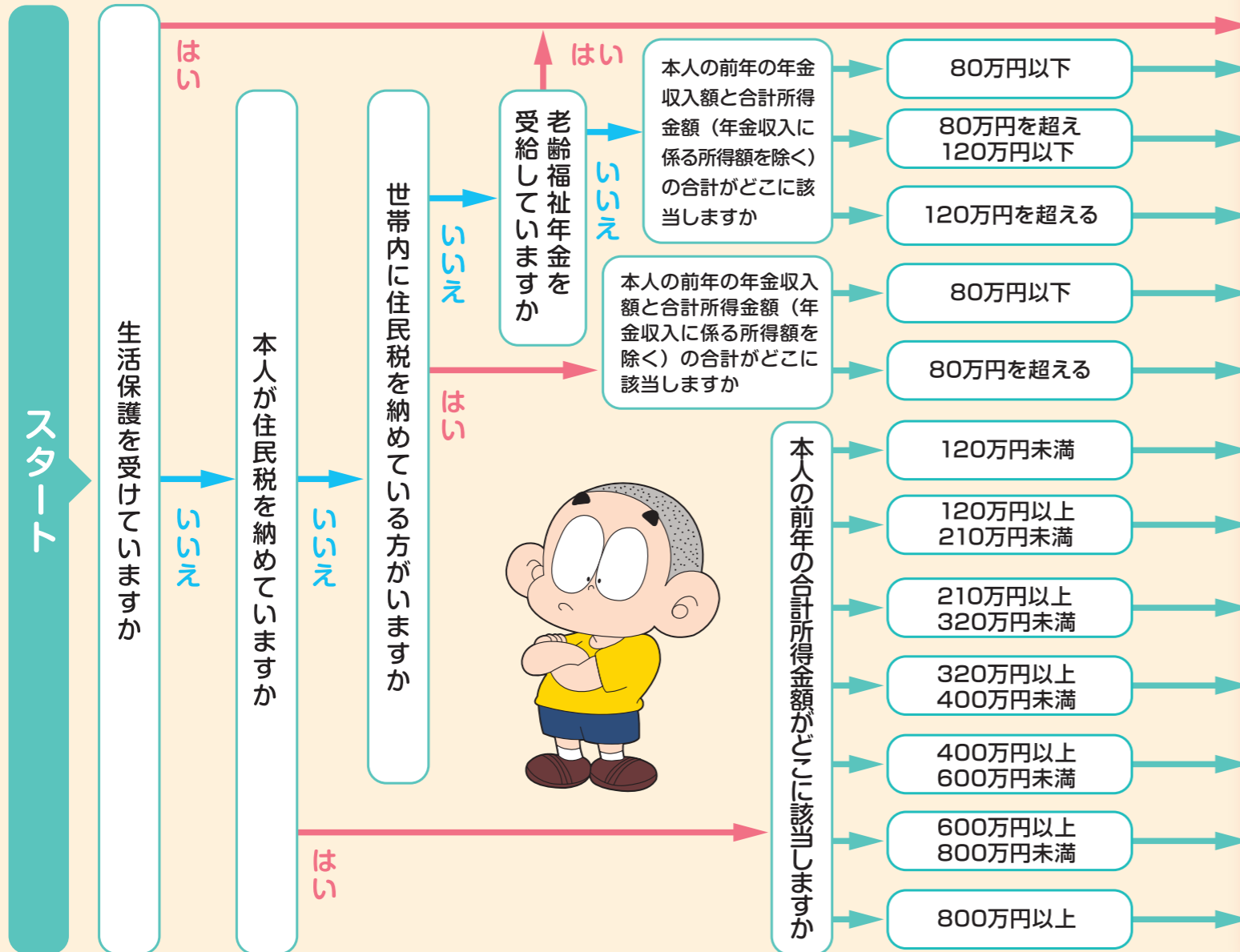
「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額(譲渡所得のあった方は、特別控除後の所得額で算定)。ただし、第1~5段階で、合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得から10万円を控除(控除後の額が0円を下回る場合は0円)。また、第6~12段階で、合計所得金額に給与所得又は公的年金等所得が含まれている場合には、当該給与所得又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除(控除後の額が0円を下回る場合は0円)。

### 【老齢福祉年金】

明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で、一定の要件を満たす方が受けている年金です。



## あなたの保険料は?



所得段階	対象者			算定式	保険料(年額)
	本人	世帯	前年の収入・所得等		
第1段階	非課税	非課税	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者 ○年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得額を除く)の合計が80万円以下の方	基準額×0.30	22,320円
第2段階	非課税	非課税	○年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得額を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.50	37,200円
第3段階	非課税	非課税	○年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得額を除く)の合計が120万円を超える方	基準額×0.70	52,080円
第4段階	非課税	課税	○年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得額を除く)の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	66,960円
第5段階	非課税	課税	○年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得額を除く)の合計が80万円を超える方	基準額	74,400円
第6段階	課税	課税	○合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.25	93,000円
第7段階	課税	課税	○合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.35	100,440円
第8段階	課税	課税	○合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.55	115,320円
第9段階	課税	課税	○合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.75	130,200円
第10段階	課税	課税	○合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.85	137,640円
第11段階	課税	課税	○合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.00	148,800円
第12段階	課税	課税	○合計所得金額が800万円以上の方	基準額×2.15	159,960円